

東京都多重債務問題対策協議会
貸金業部会（第28回）

令和5年5月25日（木）
新宿NSビル3階 3-1会議室

午後1時59分開会

○篠田委員 ただいまから、令和5年度東京都多重債務問題対策協議会「貸金業部会」を開催させていただきます。

私は、当部会の委員で事務局を担当しております、産業労働局金融部貸金業対策課長の篠田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、部会長から、一言、御挨拶を申し上げます。

○福田部会長 今年度、本部会の部会長を務めさせていただきます、産業労働局金融部長の福田と申します。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、都の金融業対策やヤミ金融被害防止対策、さらには多重債務問題の解決防止に向けた取組に多大なる御協力をいただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

ヤミ金融をはじめとした苦情相談件数は減少傾向ではございますが、違法な業者の手口は多様化しております、いまだ多くの相談が私どもの元にも寄せられております。

本部会では、関係機関の皆様の御協力をいただきながら、ヤミ金融による被害防止のための啓発宣伝事業に取り組んでいくこととしておりまして、これまでもヤミ金融被害防止合同キャンペーンの実施や関係機関との情報交換などを実施してまいりました。今年度の一都三県での合同キャンペーンにおきましては、詳細はこの後で御説明させていただきますけれども、関係機関へのポスターの配付や公共交通機関のサイネージの動画広告のほか、インターネットでのリスティング広告やイベントへの出展など、様々な媒体を活用いたしまして、幅広く取り組んでまいりたいと考えております。

また、本部会の委員でいらっしゃいます日本貸金業協会様と連携し、金融トラブルの被害に遭いやすい大学生や専門学校生、高校生など、若年層を対象といたしまして、また、高齢者も含めまして、被害防止のための出前講座を引き続き開催いたします。昨年4月の民法改正によりまして成年年齢が引き下げられた中、高校生をはじめとする若年層に直接注意喚起を行うことができる出前講座が持つ意義は非常に大きなものだと感じておるところでございます。

さらに、都では、貸金業者の資質向上の取組といたしまして、貸金業の登録・更新時に講習会を実施し、貸金業者の業務の適正化を図ってまいります。一方で、悪質業者に対しては、法令に基づく指導監督・行政処分を行うなど、引き続き厳正に対処してまいります。

今年度も、皆様方としっかりと連携し、本部会の取組の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。

長時間の会議となりますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○篠田委員 そういたしましたら、今年度、委員の交代もございましたので、委員全員の皆様から、所属とお役職、お名前の御紹介をいただきたいと思います。

池田委員から、反時計回りで、順番にお願いいたします。

○池田委員 東京財務事務所理財第4課の池田と申します。

昨年の7月に今のポストに参りまして、あと1か月ちょっとで1年目を迎えることになっております。

相談部会さん、貸金業部会さん等を通じまして、日頃から、東京都さんをはじめ、関係機関の皆様方といろいろなところで連携させていただいております。

引き続き、よろしくお願いいたします。

○中村委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、川の手市民の会事務局、事務局の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会専務理事を務めております、杉山と申します。よろしくお願いいたします。

○菅原委員 日本貸金業協会相談・紛争解決センターのセンター長の菅原と申します。

4月1日からこのセンターのセンター長ということで、まだ今は勉強中ではございますが、しっかりと皆様と連携しながら、この多重債務問題に対するよりよい取組をしてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○長友代理委員 警視庁暴力団対策課の委員の米山の代理で本日は出席させていただいております、長友と申します。

すみません。米山は、別の公務のため、出席できませんので、代わりに出席させていただいて、いろいろと勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○西尾委員 東京都生活文化スポーツ局消費生活部の担当課長、西尾と申します。

私は、消費者に無理やり借金をさせて契約させるような悪質な訪問販売業者等に対する対策を担当しております。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

○木島オブザーバー 貸金業対策課特別検査担当課長の木島と申します。

警視庁から派遣になっておりまして、2年目になります。来年の2月で帰る予定ですが、それまでまた引き続き連携のほどよろしくお願いいたします。

○篠田委員 ありがとうございます。

なお、警視庁生活安全部金融犯罪対策室長の高部委員におかれましては、本日欠席となっております。

また、福祉保健局の八木委員は、30分程度遅れると伺っているところでございます。

これより議事に入りますので、議事進行は部会長にお願いいたします。

○福田部会長 まず、事務局から、本日の配付資料の確認と、東京都の資料の説明をお願いいたします。

○篠田委員 まず、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元にお配りしました資料でございますけれども、上から順に、貸金業部会の次第、出席者名簿、座席表、さらに、資料1「東京都の貸金業対策の状況について」、資料2「令和5年度の啓発宣伝事業について（案）」、資料3「令和5年度上期 一都三県ヤミ金融被

害防止合同キャンペーンについて（案）」、資料4「令和5年度下期 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンについて（案）」、資料5といたしましては、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会川の手市民の会様からいただきました、令和4年度相談受付状況の資料、資料6といたしまして、日本クレジットカウンセリング協会様からいただきました、カウンセリング事業の実績についての資料となっております。続きまして、資料7が、日本貸金業協会様からいただきました、多重債務問題への取組についての資料となっております。最後に、資料8が、東京財務事務所様からいただきました資料となっております。

資料は番号が振られているものが全部で8点となっておりますが、不足などはございますでしょうか。ございますようでしたら、事務局に申し出ていただければと思います。

では、東京都の啓発宣伝活動の事業について、御説明したいと思います。

右肩に「資料1」と書いてあるものを御準備ください。こちらは、東京都の貸金業の状況という形になってございます。

「1 東京都知事登録業者の推移」でございますが、平成14年の当時、このときが一番多かったのですけれども、6,983と7千近かったところですが、その後の貸金業法の改正その他で件数が減りまして、この足元5年くらいは横ばいむしろ微増ぐらいで推移しているところがございます。同じような数で推移しているところではございますが、業者の入替えが起こってございまして、例えば、令和3年度末が564、令和4年度末が565ですので、令和4年度の間は1社が増えているところなのですが、実際には、新規が50社ございまして、廃業等が49社ですので、1割程度の業者が入れ替わっている形になってございます。

続きまして、「2 行政処分件数の推移」でございますが、私ども東京都貸金業対策課は、随時、都内の業者565社を回しまして、立入検査という形で行いまして、その場での軽微なものについては、指導、大きなもの、重大なものにつきましては、行政処分という形を取ってございます。令和4年度につきましては、取消し処分が1件、業務改善命令が1件で、合わせて2件の行政処分を行っているところがございます。

続きまして、その下、「3 貸金業対策課に寄せられた苦情・相談の状況」となっております。特にコロナ禍が始まってから顕著に件数が減少しているところではございますが、令和4年度におきましても664件というかなりの数の苦情・相談が寄せられているところがございます。一番多いものは、貸金業の登録があるのかという感じの問合せです。チラシが来たり、電話がかかってきたり、ファクシミリが来たり、借りられますよみたいなことが書いてあって、この業者は大丈夫なのだろうかということで、東京都に登録があるしっかりした業者ですかという問合せが来るところでございます。それが664件のうちの4分の1なのですが、そう問い合わせたもののうち、4件のうち3件ですから、75%が無登録業者なのです。まだヤミ金融は多く活動しているんだなと感じるところでございます。また、件数はそれほど多くはないのですが、保証金詐欺、お金を貸しますから保証金を振り込んでくださいというものが、18件、毎月のようにございます。例えば、一例を申し上

げますと、お金が入り用だったので、SNSの公開情報を見てメールをしましたと。相手からメールで返答があり、今後はメールではなくてやり取りを非公開の個別のSNSでやってくださいと誘導されまして、そこで実際に融資の申込みをしたところ、まずは預り金と書類作成料ということで20万円を指定する個人名の銀行口座に振り込んでくださいと言われて、振り込んだところ、信用を見たいのでまた振り込んでくださいと言われて、結局、4～5回にわたって約100万円を振り込んでしまったと。融資が実行されたときにはその預かっているお金は返しますよということだったのですが、一向に融資はされず、あまりにも融資されないので、もう融資はいいですから振り込んだお金を返してくださいと言ったら、それは返せませんということで、どうしたらいいのでしょうかみたいな相談が東京都に寄せられているという形です。こういった状況は、いずれ連絡が取れなくなってくるケースになるかと思っています。こういった典型的な保証金詐欺が、18件です。その他、雑多です。いろいろなものがございます。昔からあった押し貸しなどもいまだにあって、例えば、押し貸しの例も御案内いたしますと、多重債務者なのですね。他社でお金を借りることはもうできないので、ヤミ金融だと分かっているながら電話してしまいましたと。名前、住所、銀行の口座番号とかを教えて、2万5千円を借りようとしていたのですけれども、話しているうちに、ヤミ金業者だし危ないかと迷っているうちに、伝えた銀行口座に8千円が振り込まれてしまって、8千円を借りましたよねということで、そこから取立てに遭い、2年間にわたって毎週高額な利息を払い続けているので、どうしたらいいのでしょうかみたいな、結構切実な相談なども数多く見られるところでございます。こういったヤミ金融の被害はまだあるところでございますので、都としては、まずは資金需要者に気をつけてくださいという啓発宣伝事業について力を入れていきたいと考えているところでございます。

次の資料2でございます。

令和5年度の啓発宣伝事業でございますけれども、東京都では、従前より、6月と11月の2回に分けて、重点的に啓発キャンペーンを行っているところでございます。まず、6月12日～18日、上期の一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンで、一都三県につきましては後ほど別の資料で詳しく御説明するところでございますので、この資料ではここまでとさせていただきます。続きまして、11月は、年末の資金需要が強まる12月を控えた月と位置づけまして、ヤミ金融被害防止強化月間とさせていただいているところでございます。具体的には、11月初旬には、下期の一都三県の合同キャンペーン、広報です。中旬には、一都三県の合同としまして、イベント、たちかわ楽市に出展するところでございます。ここまでが一都三県の活動で、その下は東京都単独の活動となっております。11月中旬には、月曜日から土曜日、1週間かけまして、ヤミ金融被害防止街頭キャンペーンということで、新橋のSL広場で古本市が開かれまして多数の方がお見えになりますので、この機を捉えまして、ブース、テントを出ささせていただきまして、啓発チラシやグッズを配布させていただいています。また、新橋駅前に大きな駅前ビジョンがございます。こちらで、

15秒のものなのですが、啓発動画を放映させていただいているところです。従前から新橋の古本市には出展していたのですが、令和2年度、令和3年度と、コロナ禍におきまして開催が見送られていたところですが、令和4年度には、3年ぶりに開催いたしました。非常に好調で、通りかかる方もヤミ金融とはどうなのだろうかみたいな形で、啓発グッズ、エコバッグのようなものを3,800準備していたのですが、そちらも順調に全て配布が済んだという形になってございます。本年度も同様のところに出展したいと考えているところがございます。続きまして、その下、11月下旬には、台東区の消費生活展への出展ということで、パネルを貼るとか、クイズやセミナーをやりたいと考えているところがございます。また、11月から12月にかけては、千葉県主催の啓発活動に対して、東京都も協力して参加しようといったものでございます。こちら、令和2年度から令和4年度についてはコロナ禍で中止となっていたところですが、令和5年度は行う計画であると聞いているところがございます。なお、令和元年度は、千葉商科大学におきまして啓発活動を行って、グッズ等を配布したところがございます。来々年、1月下旬には、隔年開催でございますけれども、新宿区の消費生活展も、同じような形で、パネル等の設置などを行いたいと考えているところがございます。

その下、「2 出前講座の開催」で、高校や大学の要請に応じて、随時、講師を派遣して、高校とかに行き行って講義を行ったところがございます。昨年度の参考で、書いてあるところがございますけれども、内訳は、高校が5校、大学が2校、専門学校が7校、高齢者団体が5団体、その他が1ということで、全部で20団体に実施しまして、受講生としましては1,850名でございます。令和3年が、9団体、1,243名ですから、令和4年度につきましては、ほぼ倍増になっているところがございます。令和4年度の特徴といたしましては、昨年4月に成年年齢が引き下がりまして18歳になったこともございますので、高校あるいは入ったばかりの方を対象とした専門学校や大学のニーズが非常に高かったと感じているところがございます。こちらについては、直接若い方たちに注意喚起ができるという非常に良い機会でございますので、令和5年度も積極的に展開していきたいと考えているところがございます。

続きまして、次の資料3となります。令和5年度上期一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンということで、一都三県ですので、東京と神奈川と千葉と埼玉でございます。

1に目的がございまして、2の概要を御覧ください。実施期間は、上期につきましては、6月12日から18日、7日間という形になります。(2)に実施内容がございまして、1つ目は、東京都でポスターやチラシを作成しまして、関係機関様にお配りしますので、掲示・配付をお願いできればと思っております。2つ目は、車内動画、15秒の短い動画なのですが、ここには、都営地下鉄(大江戸線、浅草線、新宿線、三田線)の電車の中で動画の配信を計画してございます。また、インターネット広告で、こちらのキャンペーン期間中に、検索サイトにおきまして、例えば、「お金を借りる」とかのキーワードを検索すると東京都のホームページへの案内が表示されるというリスレ

イング広告によりまして、注意喚起を図っていきたい。4つ目につきましては、参加機関の皆様へ、ホームページあるいは配付しましたチラシで啓発の御協力を願えればと考えているところでございます。(3)参加機関は、御覧のとおりでございます、計13機関。金融庁の後援をいただいております。

続きまして、最後の資料でございますが、資料4です。今度は下期のキャンペーンの計画でございます。

同じく、1に目的がございまして、2の実施概要です。1つ目が様々な媒体を活用したキャンペーンで、こちら、約1週間程度、先ほどの上期と同じような感じで、ポスターを作ります。ただ、媒体が若干違いまして、先ほどは都営地下鉄だったのですが、11月はJRで行う。新宿駅・立川駅前のビジョンで15秒の動画を流す。また、引き続き参加機関様の御協力も得られればと考えているところでございます。(2)のイベントの出展によるキャンペーンでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、11月の中旬、土日の2日間、昭和記念公園でたちかわ楽市2023がございまして、そちらに出展したいと考えてございます。弁護士、司法書士、ファイナンシャルプランナーによる相談、パネルやパンフレットを置く、啓発動画を上映する、セミナー、グッズの配付という形を計画しているところでございます。こちらにつきましても、過去、令和元年度は実施したのですが、令和2年度、令和3年度とコロナ禍で中止になりまして、令和4年度、昨年度に3年ぶりの開催をしております。啓発グッズは、1日1,000掛ける2日の2,000を準備したのですが、こちらも順調に全数を配布したという形になります。また、動画もモニターを設置してずっと流していたのですが、電車とかとは違いまして、もう少し長いもの、3分程度のものを流してございます。他県とも連携していますので、神奈川県さんがつくっておりました、ソフトヤミ金に関するかなりリアルで身に迫る画像がございましたので、そちらを流していたという形になってございます。参加機関については、先ほどの上期は13機関だったのですが、下期は14機関ということで、たちかわ楽市の関係で立川市様が増えているところでございます。こちら、金融庁様の御講演をいただく予定となっております。

資料は、以上でございます。

都といたしましては、以上のような様々な手法を使いまして、複合的に啓発活動を実施していきたいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

○福田部会長 ありがとうございます。

議事の(1)啓発宣伝事業につきまして、東京都の貸金業対策の状況と併せまして、今年度の啓発宣伝事業内容についての報告という形でございます。こちらの内容につきまして、何か委員の皆様から御意見や御質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんようでしたら、令和5年度の啓発宣伝事業につきましては、た

だいまお示ししました案のとおり、展開していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、(2)の各団体からの報告に移りたいと思っております。

まず最初に、資料5に基づきまして、中村委員から御報告いただければと思っております。なお、この資料につきましては、この場限りで非公開とのお申出をいただいておりますので、お取扱いについては御注意いただければと思っております。

お願いいたします。

○中村委員 川の手市民の会の令和4年度の相談状況について、かいつまんで御報告させていただきます。

書いてあるとおりなのですが、まず、1と2を御説明しますと、令和4年の相談は9件でした。コロナの前は、いわゆる広告をたくさん打っているような事務所に皆さんは行かれていたのか、特にヤミ金の相談はなかったのですが、コロナ以降、増えてきて、昨年、令和4年は9件でした。

3なのですが、事例としては、今までは、介入すると、すぐに脅迫電話とかはなかったのですが、介入した後も非常に脅迫が止まらないような事例もございました。

4は、相談に来る方は、既に専門家のところに行って債務整理をしていらっしゃる方も多いのですが、お話を聞いていくと、問題のある債務整理がなされているような事例もあったと。例えば、ヤミ金の受任をしても、面談をしないで、家計の状況とかも聞き取りをしないで、どうしてヤミ金から借りるようになったのかといった過程、背景の聞き取りがなくて、ヤミ金の受任、解決するだけで終わってしまうような場合とか、ギャング依存という問題については対処しないで終わってしまうような場合とか、3番目ですと、面談とかは一切なく、無資格の従業員が全てに対応して、債務整理の経過も何も教えてもらえなくて、クレームが行ったところ、すぐに辞任されたという、専門家のほうに問題があるような事例もあるということです。5、6が、最近の相談に来られた方の手口ですと、客振りというほかのヤミ金の被害者の方の口座を使ってヤミ金をするというものとか、登場人物が複数で、ヤミ金業者以外にも商品券の送り先の業者や商品券を売る業者といった複数の人が出てきて、どうも一体としてグループでヤミ金をしているのではないかと、という事例が見られたということになります。

私たち川の手市民からは、以上です。

○福田部会長 中村委員、ありがとうございました。

ただいまの中村委員の御報告につきまして、何か御質問や御意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

非常に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。こういった現場の状況を踏まえて、私どももヤミ金等の取締り等につきましては、警察と連携して、情報を共有しながらやっていきたいと思っておりますので、引き続き情報提供をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料6によりまして、杉山委員から御報告をお願いいたします。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山でございます。

お手元の資料6を御覧ください。日本クレジットカウンセリング協会におけるカウンセリング事業の実績ということで、実績を中心に御説明させていただきます。

まず最初に、今日御出席の皆様方におかれましては、日頃から当協会のカウンセリング業務に御支援、御協力をいただき、ありがとうございます。まずは、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。こちらの資料の順番に御説明していきますけれども、まず、当協会の主な業務指標は電話相談の件数とカウンセリングの件数です。概括的に申し上げますと、令和4年度はいずれも減少基調で推移しているということでございます。1ページ目に、過去5年度分の実績を表の形で整理しております。東京センターの実績は下半分の3つの表になります。令和4年度と令和3年度の実績の比較ですけれども、まず、①が電話相談です。この電話相談の表の右から3つ目の計の欄を御覧ください。電話につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて1,267件から1,204件ということで63件の減少、②の新規カウンセリングの表について申し上げますと、令和3年度の376件から令和4年度の279件で97件の減少、延べカウンセリングは、新規と継続を合わせた合計数です。1,141件から1,019件、122件の減少となっております。なお、月単位で見ますと、前年度同月比で増加しているものがあります。表の中の青で網かけしている月はそれでございます。参考までに、ここには書いてございませんけれども、新規にカウンセリングに来られた方のプロフィールを見ますと、新規は②の表の279件というものが令和4年度の実績ですが、これの男女別の比率につきましては、男性が54.5%で男性がやや多いという結果でございます。これは、毎年、同じような傾向を示しています。また、年齢別に見ますと、20代と30代が多くて、2つの年齢層で半数以上を占めているという結果でございました。これも例年と同じ傾向でございます。

以上が、東京センターの実績です。

上3つの表は、全国ベースでの実績でございます。全国につきましても、いずれの指標も減少しておりますけれども。月単位で見ると、東京都と同様、青い網かけをした月は対前年同月比で増えているということで、増加の兆しも少し見られるということでございます。参考データとして、7月から12月までの6か月間のデータを集計したものを各表の右の端の欄に掲げております。黄色で網かけをしたものです。令和2年度において、4月から6月及び1月から3月にかけて、業務を中止等した期間があるため、通常営業した期間である7月から12月のデータで時系列比較ができるようにしたものです。

令和2年度の業務を中止等した期間につきましては、1枚めくっていただいて、2ページ目のおりでございます。第1表と第2表、それぞれの期間の中止等した期間を掲げてございます。

次に行きまして、3ページから4ページが、それぞれの実績、1ページ目の表をグラフ化したもので、視覚的に分かりやすくしたものでございます。色分けして、2018年度から

2022年度までの動きを視覚的に分かるように整理したものです。3ページが全国、4ページが東京センターということで、参考までに御覧いただけたらと思います。

続きまして、5ページ目に行きますと、先ほどは月次で見たものですが、年度単位の実績の時系列比較のグラフです。1ページ目の表で御覧いただいた合計欄のものを折れ線と棒グラフで表しております。折れ線は、2018年度を100として、その後の年度でどのような指数になっているかを示したものでございます。上が全国21か所、下が東京センターでして、先ほど申し上げたとおり、令和2年度、2020年度が、コロナの関係で休止した期間がありますので、異常値になっていますけれども、それを念頭に置いて見ていただけたらと思います。がくっと凹んでいる部分です。ただ、全体として見た場合、この5年間、東京も全国も緩やかに減少している傾向にあると言えます。

続きまして、6ページを御覧ください。ここは当協会を知った情報源ということで掲げてございます。当協会は知名度があまり高くないということもあって、こういったところから紹介されて来ているのかという辺りを、毎年、把握しています。この表は、上が全国、下が東京センターでございます。下のほうからいきますと、東京都の場合、東京センターの実績を見ると、右から3つ目のインターネットの割合が一番高いです。令和4年度の実績は、43%です。その次、一番左側の行政等相談窓口で41.4%、この2つで8割を超えているということでございます。ただ、最近が一番左の欄、行政等相談窓口の割合、数が増えてきておりまして、関係機関からの紹介でいただいているものが年々増えているという受け止めをしております。上の表の全国につきましては、行政等相談窓口が一番多くて、インターネットが2番ということで、東京都とは順番が違ってきております。

最後、7ページでございます。当協会のパンフレットの裏表紙の写しなのですが、下半分に全国21か所の拠点の具体名が書かれてございます。現在、2つのセンターと19の相談室があるという実態でございます。これらのうち、ちょっとだけ注釈しますと、アスタリスクがついている、東京所管の福島と新潟、大阪所管の岐阜と三重、この4つにつきましては、令和2年4月1日から、新規のカウンセリングの受付を当面停止することにしております。また、ここには書いてございませんけれども、今年の4月1日から、これらに加えて、東京管轄の長野相談室について、新規のカウンセリングの受付を停止しております。これらの措置は、地元弁護士会様の御了解の下、業務の合理化の一環で実施しているものでございます。中ほどに掲げている東京カウンセリングセンターですが、昨年の10月3日に事務所が移転しておりますので、御紹介します。これまで新宿御苑前駅のそばにあったのですが、これが東京メトロ半蔵門線の水天宮前駅のそばのオフィスに移転しております。

最後に、当協会の電話相談の受付について講じている措置を、口頭で補います。資料には入っておりません。電話相談は、基本的には7ページの上のほうに掲げてあるナビダイヤルで受けているのですが、スマホからこのダイヤルにかけますと、料金プランによってはかなり高額な料金になる場合があります。このため、当協会のホームページには、

ナビダイヤルと併せて一般電話の番号も併記しまして、料金プランに応じて、より安い電話回線を選択できるようにしております。

私からの説明は、以上です。

○福田部会長 杉山委員、どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、杉山委員、貴重なデータをいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、資料7に基づきまして、菅原委員より、御報告をお願いいたします。

○菅原委員 それでは、日本貸金業協会の多重債務発生防止への取組ということで御説明します。資料は7番です。

それでは、資料の1ページから御説明いたします。当協会では、貸金業に関する相談・苦情を起点としまして、多重債務問題の再発防止と未然防止策を関係団体と連携しながら実施しているということがございます。各施策の詳細につきましては、再発防止対策への取組から、次ページ以降で御説明したいと思います。

2ページでございます。まず、協会に寄せられました相談・苦情・紛争の受付状況について、御説明いたします。令和4年度に当協会に寄せられた相談・苦情等の受付総数は、この表の下のところがございますが、1万7,312件でございます。令和3年度と比較しまして、一般相談では借入れの希望や借入先の相談などの融資関連が18.6%増加している一方で、多重債務関連の相談ではヤミ金や違法業者の相談が36.2%減少したという傾向が出ています。全体では、約5.8%減少したことになります。

続きまして、3ページでございます。今のヤミ金、違法業者に関する相談の状況でございますけれども、先ほども申しましたとおり、令和4年度の相談件数は194件で、前年度と比べますと36.2%の減少ということになっております。近年は、同様の傾向が続いているということになっております。相談者に寄り添いながら、警察や行政と連携をするとともに、被害を未然に防ぐための各種ツールなども作成しまして、出前講座等を通じまして注意喚起を図るということをしております。

続きまして、4ページでございます。こちらは、金融トラブルに関する相談の状況でございます。令和4年度は、副業詐欺関連の相談が大幅に増加したということで、特に20代の女性からの相談が多くなっているという傾向が出ています。相談者に対しましては、状況に応じまして、適切な相談機関を案内するといった対応をしているところでございます。

続いて、5ページでございます。当協会で行っています生活再建支援カウンセリングについてでございます。令和4年度は、協会活動、貸付自粛の周知活動を強化いたしました。その結果、令和3年度からは件数が大幅に増加したということになっております。新規が68名、継続でカウンセリングを受けていらっしゃる方を加えますと104名で460回という数字が出ております。カウンセリングを受けられた大宗の方から、カウンセリングにより心の負担軽減につながったといった声をいただいております。

続きまして、6ページでございます。18歳から24歳までの若年層に関する相談でございますけれども、令和4年度の若年層に関する相談は619件、相談者の構成としましては、本人が165件、家族が423件ということで、圧倒的に家族からの相談が多くなっているということです。括弧書きでこの表の中に示している数字は、10代に関する相談件数でございます。相談件数は99件、そのうち60件がお子様の借入れを心配される家族からの貸付自粛に関する相談でございます。なお、10代の相談のうち、返済困難が、表の中でも13件ということでございますが、前年比で増加しておりますけれども、内訳は、制度改正以前の契約に基づくもの、あるいは、自動車購入ローン、貸金以外の相談が多かったということになります。

続いて、7ページですけれども、当協会で行っています貸付自粛制度の状況でございます。令和4年度の協会の登録件数は2,739件、同時に、撤回の件数が1,034件になります。銀行の個信センターの700件を含めると、全体では4,473件で、令和3年度に比べて22.6%の増加でございます。

続きまして、8ページでございます。貸付自粛制度を知った経緯を聞いておりまして、家族からの紹介と協会のホームページが全体の75%強を占めております。登録の目的としては、ギャンブルがやめられないというものが半数近くでございます。ギャンブルの種類については、パチンコを筆頭に、一番下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、9ページでございます。貸付自粛の撤回の理由でございます。撤回の理由につきましては、住宅ローンやクレジットカードの申込みができないので撤回するというものが主因でございますけれども、撤回後のアンケートでは、64.8%の方が貸付自粛制度に登録したことで生活が改善したという回答をしておられます。(4)で貸付自粛制度の周知活動についての概要を記載しております。このようなところと連携しながら貸付自粛制度の周知活動をしてきたところでございます。以上が、再発防止への取組です。

続いて、10ページでございますけれども、ここからは、未然防止対策への取組についての説明でございます。こちらは、令和4年度の金融経済教育・啓発活動の実績でございます。令和4年度は、成年年齢引下げを踏まえまして、若年層の金融リテラシー向上に向けまして、これまでの啓発資料の配付に加えまして、新たにYouTubeに啓発動画の配信を開始しております。また、出前講座につきましては、前年の2倍となりますけれども、4,962名の方に受講していただくなど、各種施策を展開したということでございます。

続きまして、11ページは、令和5年度、今年度の金融経済教育・啓発活動の計画を書いております。今年度、令和5年度は、令和4年度の方針を踏襲しつつ、新たに若年層向けにTwitterやTikTokなども活用しまして若年層に対する教育・啓発を効果的に発信していきたいと考えております。また、行政、消費者関係団体、協会員とさらなる連携を図りまして、当協会の金融経済教育・啓発活動を効果的に実施していきたいと考えております。

最後の12ページは、協会が作成しています各種ツールでございますので、後ほど御覧く

ださればと思っております。

説明は、以上でございます。

○福田部会長 菅原委員、どうもありがとうございました。

それでは、先ほどの御報告につきまして、御質問や御意見等はございますでしょうか。

池田委員、お願いいたします。

○池田委員 貸金業協会さんには、日頃よりお世話になっております。ありがとうございます。

本当に基本的なところで教えていただければと思ったのですが、貸付自粛制度の御説明があった中で、例えば、若年層のいわゆる親御さんから、借入れの関係を心配して、自粛制度について、例えば、登録できないかという御相談もあるかと思うのですが、若年層といえども成年を超えていますので、御本人の申告がなくても親御さんからの御相談で実際に登録ができるのか、できないのか、その辺を教えていただけたらと思うのですけれども。

○菅原委員 おっしゃるとおりで、御本人様からでないといけないので、そこは家族の方とまずは我々がよくお話しさせていただいて、何らかの形で御本人さんに来ていただくあるいは一緒に来ていただくような形ができないかというところを御相談しております。

○池田委員 ありがとうございます。

○福田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

菅原委員、どうもありがとうございました。

それでは、最後に、資料8に基づきまして、池田委員より御報告をお願いできればと思います。なお、資料の扱いにつきましては、この場限りで非公開とのお申出をいただいておりますので、お取扱いには御注意いただければと思います。

お願いいたします。

○池田委員 東京財務事務所理財第4課の池田と申します。

本日貸金業部会に御出席の東京都様をはじめ、関係機関の皆様には、日頃より、財務局及び金融庁の金融行政に格別の御理解をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、資料8に基づきまして、説明させていただきます。

まず、1ページ目をおめくりいただきまして、毎回御説明しているような内容で恐縮ですけれども、私ども東京財務事務所の多重債務相談窓口でございます。皆様、関係機関さんと比べまして、ちょっと知名度が低いということもございまして、宣伝活動を日頃よりさせていただいております。こちらの資料は、3月に江東区の民生委員さんがお集まりになる会合の際にお配りしたものをサンプルでつけさせていただいております。右の表の中であります名刺型のリーフレットを使って、お財布の中に携行いただくなりいたしまして、何か御相談があった際に一人でも多くの方に利用していただきたいということで、日頃よりお願いをしているところでございます。

次の2ページ目でございます。当事務所では、金融リテラシーの取組といたしまして、各種講演活動をしております。例えば、高齢者を含めました一般者向けのものや大学・高校、様々な分野で講演を行っています。令和4年度は、成年年齢引下げが開始されたことでもございまして、このページの事例で掲げさせていただいておりますけれども、金融経済教育が届きにくい層を対象に、NPO法人、いわゆる定時制高校や通信制高校を対象にいたしまして、届きにくい層に対して、ポイントを当てて、講演活動をやっております。テーマは、貯蓄からクレジットカードの使い方的な話、私どもは金融商品取引業の監督の仕事もしていますので、投資詐欺の様々な注意喚起を実施しています。本日御出席の機関さんも、様々な講演活動等をされていらっしゃるかと思いますので、何か機会があればぜひ連携させていただけたらありがたいと思っております。

次の3ページ目でございます。金融庁の資料を抜粋したものでございます。貸金業者の登録業者数の推移を過去から並べているものでございます。一番左上、平成11年3月末、このときは貸金業法が施行されるちょっと前の時代になりますけれども、ピークとして3万件の業者数があったのですが、その後、貸金業法の改正、法改正に伴った財産的基礎要件や過払い金対応といういろいろな事情がございまして、廃業等がいろいろとございまして、令和5年3月末では、一番右下になります。1,548件という内訳になっております。ちなみに、関東財務局は268のうち131業者、うち、私ども東京財務事務所の所管が106業者となっております。東京都さんから、先ほど篠田課長が御説明されたと思うのですがけれども、1,280のうち東京都さんが565業者という内訳でございまして、東京にかなり業者数がまだ多いという傾向がこの中で出てきているところでございます。

次の4ページ目でございます。令和4年度の貸金業者に対する新たないろいろな監督対応を羅列して並べてみました。主に2つの仕事に加わりまして、まず、上の表でございまして、成年年齢引下げを踏まえて対応ということでございまして。私ども財務局もそうですし、東京都の貸金業対策課さんもそうですけれども、同じような対応をしまして、貸金業者に対しては、定期的なモニタリングということで報告をいただいております。貸出しの増加の傾向、管理体制を画面でいただいて、モニタリングをさせていただいております。業者によりましては、立入検査を実施いたしまして、そこで内部管理体制を見させていただいております。下のほうの箱でございますが、もう一つの施策ということで進めているものが、マネー・ローンダリングのテロ資金供与・拡散金融対策でございます。もともと、マネロンでは、銀行とか、お金を預かり送金するような業態がいろいろと注目を浴びていまして、FATFという国際金融部会があるのですが、そちらからの要請を受けて、世界的に、テロ資金の防止、流出を防ぐために、体制を整備するように求められているものです。貸金業者に関しましては、令和4年度から注目を浴びてくるようになりますので、大手の所管になりますので、財務局所管業者に限ってしまっているのですが、私どもは貸金業法の報告徴求に基づいた取引実態を求めています。その中で、管理体制を見させていただいております。これは関東局の業者云々という話ではないのですが、全体を金

融庁のレポートでまとめておりまして、その結論になっていくところで評価しているところでいきますと、例えば、なりすましのものが見られる傾向がございますので、いわゆる非対面のインターネットの申込みの普及の辺りがリスクとしてありますということが分析されています。こういったなりすましの貸付契約で融資されたお金が反社会的勢力やテロ資金への流出につながるのではないかとといったところが、行政としての懸念事項ということで、今、いろいろと課題として掲げているところでございます。

次の6ページ、7ページは、ヤミ金融関係でございます。5ページは省略させていただきますまして、6ページ目をかいつまんで御説明させていただきます。金融庁では、登録詐称と口座不正利用の情報を過去からずっと取りまとめをしております。最近の傾向では、あまりよろしくないことかと思うのですが、SNSを使ったいろいろな手口がございます、いわゆる登録番号の詐称、預金口座を不正に使ってという、いわゆる昔の手口については、関係機関、警察当局さん等の連携もさせていただいたところがございます、犯人の摘発とかもありまして、大幅に件数が減少しています。平成20年度から平成22年度辺りがピークだったのですが、その後は減少してきておりまして、こういった手口が減少傾向にあるといったところを一応分析させていただいているところでございます。そうは言いつつも、ヤミ金融の様々な手口や巧妙な手口はまたいろいろな課題が出てくると思いますので、こういったヤミ金融の関係につきましては、本日の貸金業部会もしくは相談部会さん等、いつもいろいろなところで情報交換をさせていただいておりますので、この点はまた引き続き連携をさせていただければありがたいと思っております。

東京財務事務所からは、以上でございます。

○福田部会長 池田委員、ありがとうございました。

それでは、御報告につきまして、御質問や御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、各委員の皆様からの御報告を頂戴いたしました。

そのほか、会議全体を通しまして、御意見や御質問等、何かございましたら、いただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定いたしておりました議事につきましては、以上でございます。

最後に、事務局から、お願いいたします。

○篠田委員 本日は、委員の皆様におかれましては、お時間をいただき、誠にありがとうございました。

貸金業部会につきましては、年度内にあと1回、年明けだと思われるのですが、相談部会との合同開催を予定してございます。日程につきましては、改めて皆様方に御連絡申し上げますので、よろしく願いいたします。

○福田部会長 予定していた議事は、以上でございます。

それでは、令和5年度多重債務問題対策協議会「貸金業部会」を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 9 分閉会